
地籍調査の新規着手 再開に向けて

令和6年7月4日
令和6年度 土地政策研修

はじめに：地籍調査とは

地籍調査とは...

「地籍調査」とは、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成することをいう。（国土調査法第2条第5項）

○調査内容

→土地の「所有者・地番・地目」を調査し、「境界の位置」、「地積」を測量する

○最終成果

→「地籍簿」「地籍図」を作成し、その写しを法務局へ送付
→登記簿が修正され、地籍図が地図として備え付けられる

地籍調査前の土地の表示					地籍調査後の土地の表示				
字名	地番	地目	地 積 ha; a; m ²	所有者の住所 及び氏名 又は名称	字名	地番	地目	地 積 ha; a; m ²	所有者の住所 及び氏名 又は名称
小松	560	山林	21.25	65 山田一郎	560	1	11.15		昭和20年以下不詳 一部地目変更560-1 560-2に分筆
					560	2	畑	10.50	
※	561	田	1.16	38 大下三郎			7.93		562, 563を合筆
※	562	田	2.03	※					561に合筆
※	563	田	4.11	※					561に合筆
※	564	イ 田	3.16	62 山下太郎	564	1	3.50		564-1と地番変更 地積換算
※	565	宅地	2.72.09	11 大山太郎					異動なし
※	566	宅地	2.92	105 山田一郎		畑	9.65		昭和50年4月15日 地目変更 地積換算
					仮 567	原野	1.16		121 田中敏夫
※	568	畑	1.16	135 杉山一夫			1.21		45 昭和50年12月1日 住所移動 地積換算

<地籍簿>



<地籍図>

はじめに：地籍調査の補助制度について

国土調査法

(経費の負担)

第9条の2 **都道府県は**、政令で定めるところにより、第6条の4の規定により**市町村が行う地籍調査に要する経費の四分の三**または土地改良区等が行う地籍調査に要する経費の六分の五を負担する。

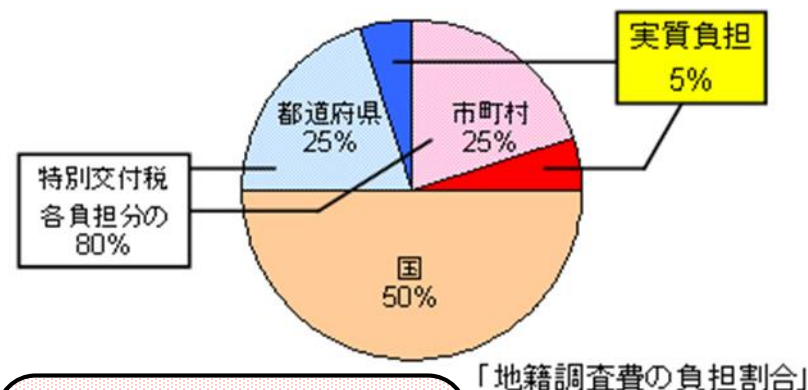
2 **国は**、政令で定めるところにより、第6条の4の規定により都道府県が行う地籍調査に要する経費の二分の一または前項の規定により**市町村が行う地籍調査について都道府県が負担する経費の三分の二**若しくは土地改良区などが行う地籍調査について都道府県が負担する経費の十分の八を負担する。



○都道府県は市町村等が行う地籍調査に要する経費の一部を負担し、国は都道府県が負担する経費の一部を負担(間接補助)

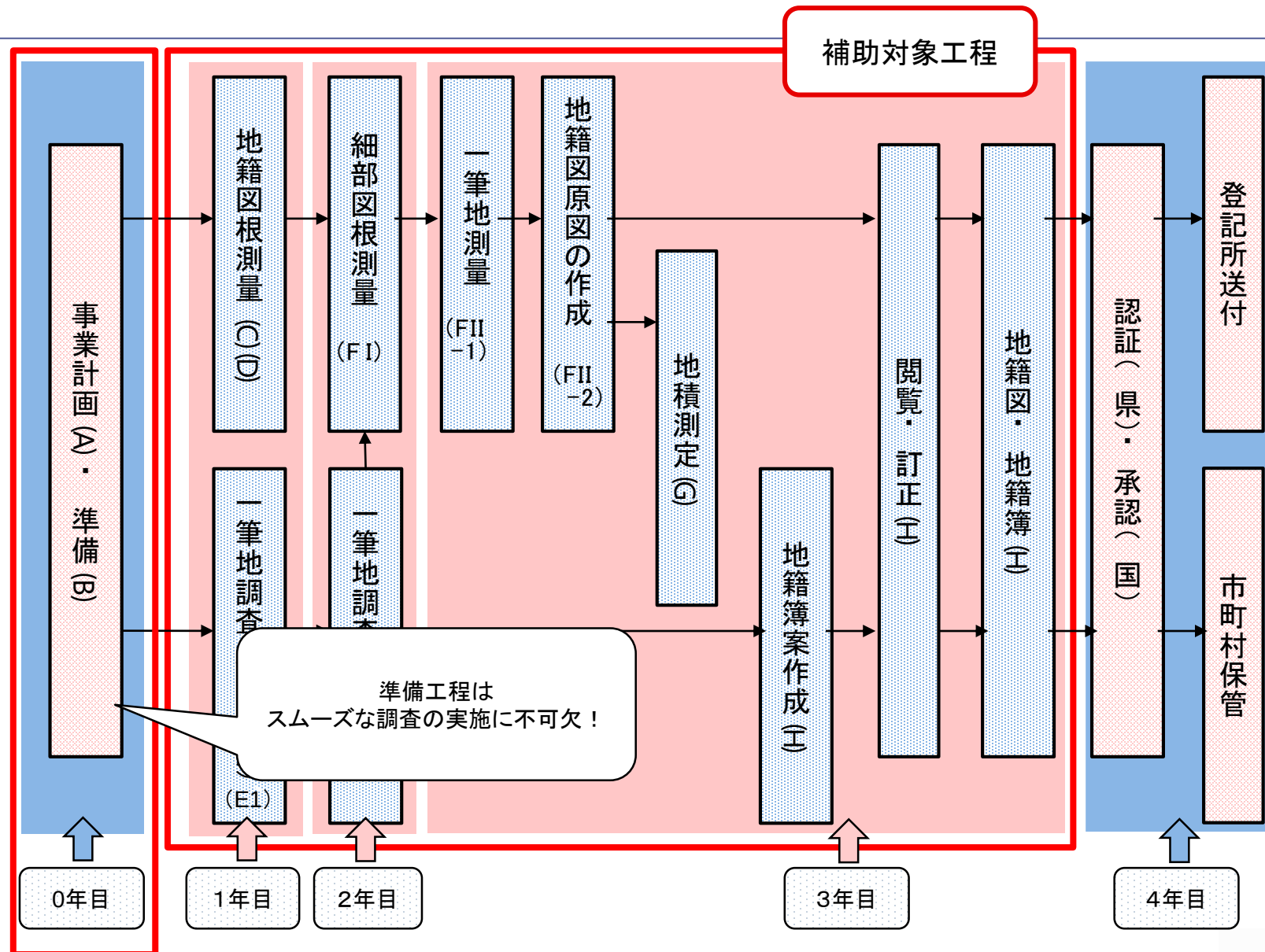
【経費の負担割合】

負担者 実施主体	国	都道府県	市町村	土地改良区等
市町村	1/2	1/4	1/4	-
都道府県	1/2	1/2	-	-
土地改良区等	2/3	1/6	-	1/6



自治体負担分のうち80%は特別交付税の対象経費となるため、市町村の実質負担は5%

地籍調査の作業工程



地籍調査における作業(準備工程)

1. 地籍調査事業計画・事務手続き(A工程)

- 1－1. 全体計画の作成及び関係機関(法務局等)との調整
- 1－2. 調査区域、事業計画の作成
- 1－3. 国土調査の実施の公示

2. 地籍調査事業準備(B工程)

- 2－1. 実施組織の確立・関係課との協力体制の構築
- 2－2. 地籍調査費負担金の交付申請
- 2－3. 地元への趣旨の普及

1. 地籍調査事業計画・事務手続き(A工程)

1-1. 全体計画の作成及び関係機関(法務局)との調整

①庁内他部局との調整

地籍調査は地区の調査が完了し、法務局に成果が備え付けられるまでにある程度の期間(4～5年程度)を要するため、調査地区を検討する際には、地籍調査予定地区において、換地を伴う事業や道路の拡幅・付け替え、その他民間開発等と期間がバッティングしないかを確認する。

地籍調査と民間開発が
並行して実施されると...



- ①調査中に所有権移転・分合筆が行われ、**再度一筆地調査が必要**
- ②①により、**再立会が発生**
- ③工事により、地籍調査で設置した**図根点が一筆地測量前に亡失**

※調査中の土地の売買・分合筆を完全に防ぐことはできないが、
上記に留意することである程度防ぐことは可能

②管轄登記所及び公物管理者との調整

法務局が実施する地図作成事業(※)予定区域と、地籍調査実施予定地区が重複していないかを確認する。

※都市部における人口集中地区(DID)の地図混乱地域を対象に法務局が実施している事業。地籍調査と同様に、筆界を調査・測量し、成果は登記所へ備え付けられる。

併せて、調査区域内の公物管理者へ対し、実施予定区域内で直近に用地測量や事業実施予定がないかを確認しておく。

1. 地籍調査事業計画・事務手続き(A工程)

1-2. 調査区域、事業計画の作成

①調査区域の確定(地図上に区域界を引く)

調査区域は、地番区域単位(不動産登記法第35条 例:○丁目、字○○)で設定するのが基本である(地籍調査作業規程準則 第10条3項)が、地番区域が広い場合はその一部を、逆に地番区域が狭い場合は複数の地番区域を一つの調査区域とすることができる。

→地番区域ごとに区域を設定することにより、道路や河川が調査区域の外周となり、区域界が明確になる

→道路・河川を調査区域に含めるか含めないか、検討が必要

②調査区域の公図、登記情報の調査

調査区域の公図(データ・紙)、登記事項(データ・紙)、地積測量図(紙)を法務局から入手する。

→どの筆まで調査区域に含めるかを決め、調査区域内の筆数を確認

③調査区域の調査条件の設定

調査面積、傾斜度、視通条件、筆数...事業費を算定し、補助金申請するのに必要。歩掛にも影響あり

(1)調査面積(地籍調査作業規程準則9条1項1号)

国土地理院発行の地形図または同等以上の基図を用いて、GIS上または紙地図上で計測する。

→地理院地図(電子国土WEB)では、画面上で面積の測定が可能

1. 地籍調査事業計画・事務手続き(A工程)

1-2. 調査区域、事業計画の作成

③調査区域の調査条件の設定

(2)精度区分(地籍調査作業規程準則11条)

測量を行うにあたって許される誤差の範囲を定める。調査区域の土地利用状況によって決定する。

- ・甲一・・・大都市の市街地
- ・甲二・・・中都市の市街地
- ・甲三・・・上記以外の市街地及び村落並びに整形された農用地区
- ・乙一・・・農用地及びその周辺の区域
- ・乙二・・・山林及び原野(下記区域を除く)並びにその周辺の区域
- ・乙三・・・山林及び原野のうち特段の開発が見込まれない区域

愛知県では、甲二または甲三で調査している地区が大半を占める

(3)縮尺区分(地籍調査作業規程準則11条)

調査区域内の地域条件を考慮して、作成する地籍図の縮尺を決定する。

地籍図の縮尺区分
(施行令2条1項9号)

宅地及びその周辺地域

1/250、1/500

田・畑又は塩田
及びその周辺の地域

1/500、1/1000、1/2500

山林・牧場又は原野
及びその周辺の地域

1/1000、1/2500、1/5000

実施する区域
内の各筆の面積の
中央値により、決定

縮尺の区分
(運用基準5条2項)

250㎡未満

1/250

250㎡以上1000㎡未満

1/500

1000㎡以上4000㎡未満

1/1000

4000㎡以上25000㎡未満

1/2500

25000㎡以上

1/5000

地区内の筆を面積の小さい筆から
順番に並べた際に中央に位置する
面積を指す。

※平均面積ではないことに注意

地区内筆数が偶数の場合は、中央値
の2筆の平均面積を中央値とする

1. 地籍調査事業計画・事務手続き(A工程)

1-2. 調査区域、事業計画の作成

③調査区域の調査条件の設定

(4)視通障害区分

地区内の視通状況について確認する。

視通障害区分	説 明
農 I	農地等で見通しが容易な地域
農 II	農 I に比し宅地樹木その他見通しの障害となるものが30%前後混在する地域
山 II	山 I と農 II の中間で樹木等見通しの障害となるものが70%前後混在する地域
山 I	樹木、その他見通しの障害となるものが覆い茂っている地域
市街 I	市街地、村落地域：家屋密度40%前後
市街 II	市街地、村落地域のうち、一筆平均面積が狭小で、かつ、筆界点又は筆界線付近に家屋、ブロック塀等が著しく密集している地域：家屋密度60%前後
大市街 I	DIDで特に密集度の高い地域：家屋密度80%前後
大市街 II	DIDで特に密集度の高い地域：家屋密度90%前後

(5)傾斜区分

地区内の平均傾斜度を確認する。

傾 斜 区 分	平均傾斜度
平 坦 地	0度以上 3度未満
緩 傾 斜 地	3度以上 9度未満
中 傾 斜 地	9度以上20度未満
急傾斜地(1)	20度以上28度未満
急傾斜地(2)	28度以上35度未満
急 峻 地	35度以上

傾斜区分の判定は、5万分の1地形図またはそれ以上の大縮尺地形図上における平均傾斜度で判断する。

1. 地籍調査事業計画・事務手続き(A工程)

1-2. 調査区域、事業計画の作成

④年度ごとの実施工程の設定

各年度で実施する工程を設定し、H工程終了までの全体スケジュールを立てる。

例: 1年目...D,E1、2年目...E2,F1、3年目...FⅡ、G,H など

※一筆地調査(E2)が終わらないうちにF1工程を実施するのはおすすめしません

(観測すべき筆界点が明らかになってからF1の網構成を検討しないと、規程違反が発生するおそれあり)

⑤土地所有者の調査(可能であれば)

本来E1工程で実施するが、事前にある程度調査をしておくことでその後の工程がスムーズになる。

◆調査可能な資料(一例)◆

- ・住民票
- ・戸籍謄本...個人の氏名、生年月日、出生日・死亡日、婚姻、離婚等身分変動を記録する書類の写し
- ・除籍謄本...戸籍に記載されている人が死亡・婚姻により抜けていき、最終的に誰もいなくなった状態となり閉鎖された戸籍の写し
- ・改製原戸籍...法改正により閉鎖された旧戸籍(昭和改製原戸籍、平成改製原戸籍)
- ・戸籍附票...戸籍が作成されてから除籍になるまでの住所履歴を記録したものの写し
- ・課税台帳...令和2年6月15日付課長通知にて、所有者調査に必要な範囲で固定資産税関係所有者情報(氏名、住所、電話番号)の利用が可能となった
- ・介護保険情報...令和6年6月3日付課長通知にて、所有者調査に必要な範囲で介護保険の被保険者及び申請代行者の氏名、住所または居所(入所している施設等の名称・住所等の情報含む)、電話番号等の情報の利用が可能となった

1. 地籍調査事業計画・事務手続き(A工程)

1-3. 国土調査の実施の公示

国土調査の実施の公示(国土調査法第7条、国土調査法施行令第11条)

地籍調査に着手する前に、以下の事項を記載した公示を行う。

- ①事業計画が定められた日
- ②調査を実施する者の名称(市町村名)
- ③調査地域
- ④調査期間

事業計画が定められた後に公示を行うので、
実際はB工程で事業計画協議・負担金の交付申請事務を
終えたあとの作業となる。

<実施の公示の一例>

〇〇市公告第△△号

〇〇市〇〇町、▲▲町及び××町の各一部における国土調査事業のため、地籍調査として毎筆の土地の面積の測定並びに地籍図及び地籍簿の作成を行うので、国土調査法(昭和26年法律第180号)第7条の規定に基づき公告する。

令和6年〇月〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇

- 1 事業計画が定められた年月日
令和6年5月8日
- 2 調査を実施する者の名称
〇〇市
- 3 調査地域
〇〇市〇〇町、▲▲町及び××町の各一部
- 4 調査期間
公告日から令和7年3月31日まで

2. 地籍調査事業準備(B工程)

2-1. 実施組織の確立・関係課との協力体制の構築

①実施組織のネットワーク構築・職員の計画的研修

地籍調査で発生する困りごとは、他の市町村も経験していることが多い→近隣市町村担当者との横のつながりは重要
地籍調査は関連法令が多岐にわたり、測量や不動産登記、戸籍等に関する基礎知識が必要
→国土交通省や全国国土調査協会の主催する研修に参加し、知識の習得に努める

②関係課との協力体制の構築

公共用地の管理課と地籍調査の担当課が異なる場合は、事前に調査スケジュールや、立会日等を調整する必要がある。

地籍調査後には、地籍調査の成果によって登記地積が実測面積に変更されることにより、固定資産税も変動するため市町村内部の処理を円滑にするために、固定資産税担当課と登記が完了する予定日などの情報を共有することが望ましい。

※固定資産税の課税を変更するタイミングについては、明確に規定されていない。

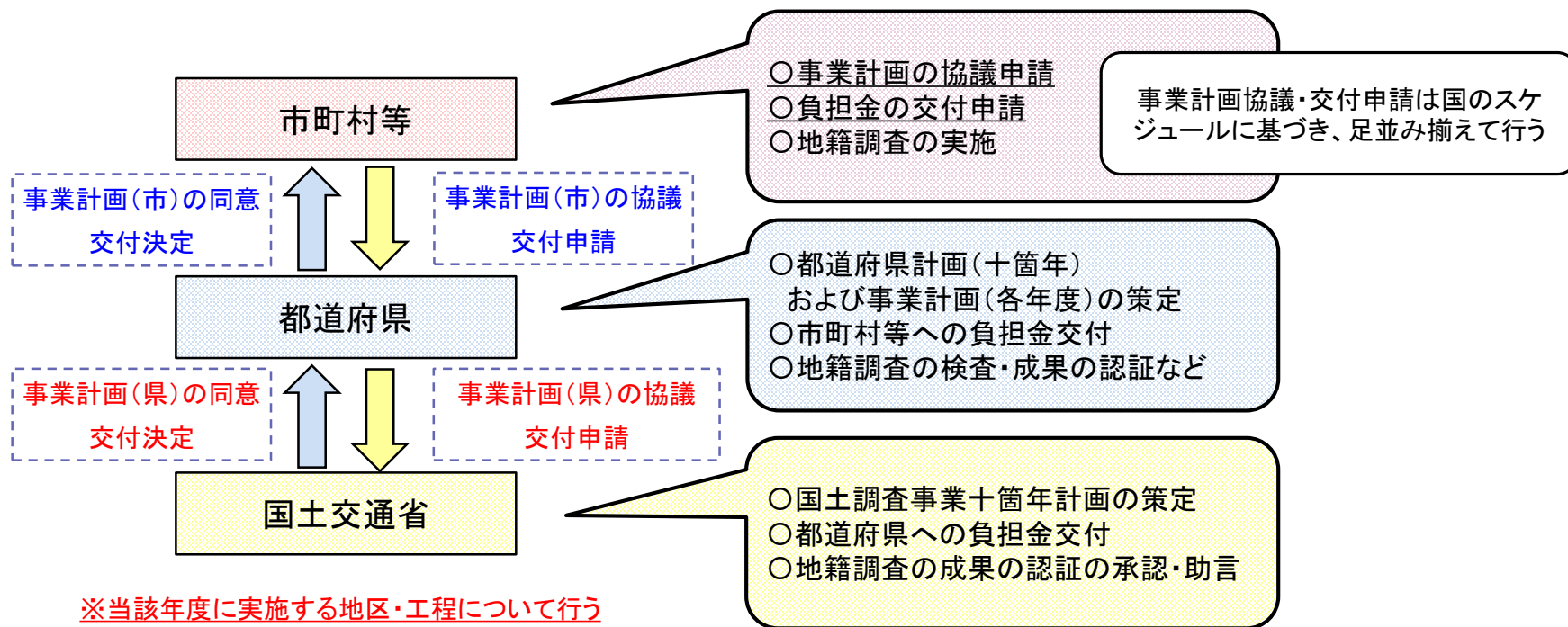
法務局に成果が反映された地区から順次課税地積を変更する場合と、町内全域で地籍調査が完了するまで課税の変更を留保する市町村もあり、市町村の個別判断による。

2. 地籍調査事業準備(B工程)

2-2. 地籍調査費負担金の交付申請

①各年度の事業計画協議・補助金交付申請

A工程で決定した調査区域、筆数等の条件をもとに事業計画を作成し、国土交通省へ協議、同意を得る。
※各市町村の事業計画は県でとりまとめ、県計画として国土交通省へ協議を行う。
事業計画が国土交通省から承認された後、事業計画に計上されている地区の負担金交付申請を行う。



2. 地籍調査事業準備(B工程)

2-3. 地元への趣旨の普及

地元への趣旨の普及(作業規程準則第2条)

地籍調査の実施に先立ち、市町村のWEBサイトへの掲載や、公報での周知、説明チラシの配布などを行い、調査地区への周知を行い、調査の実施について土地所有者等の協力が得られるように努める。

(例)地権者に対し、「地籍調査実施のお知らせ」を郵送する

【地元説明会について】

地元説明会の実施タイミングについては、以下が想定される(どのタイミングで行うかは市町村判断による)

- ・B工程で実施(地籍調査事業工程管理及び検査規程細則 7(2))
- ・E1工程で実施(地籍調査積算基準書)

地元説明会では、地籍調査事業の概要のほかに

- ・立会から登記の更新までのスケジュール感
- ・固定資産税の取り扱いについて
- ・筆界の確認方法について(※) 等を説明しておくとい。

※一筆地調査についてよくある誤解

- 所有者が筆界を指し示し、それを市町村が確認・調査する
- × 市役所が筆界を決めてくれる
- あくまで「筆界」を調査し、所有権界と必ずしも一致しない
- × 所有権界の調査

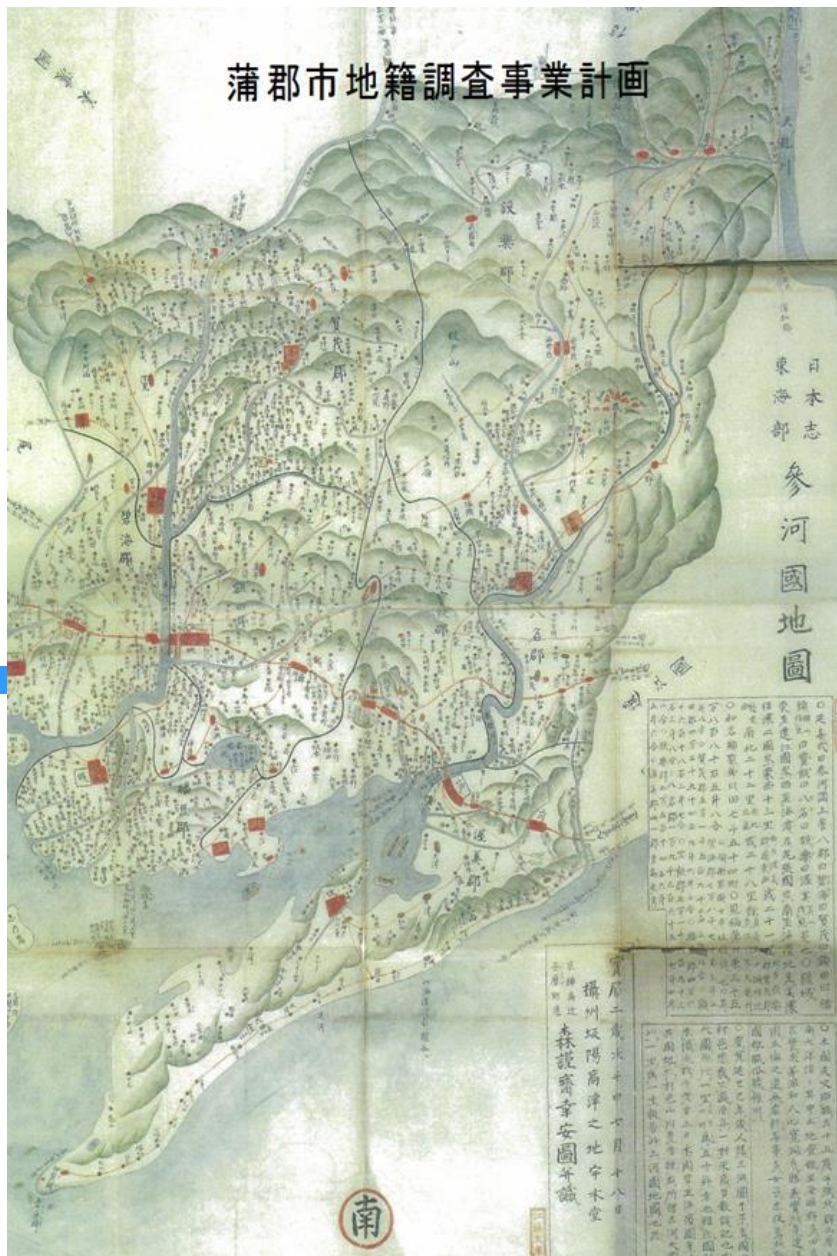
公図は、古い測量技術で測られており、必ずしも正確ではない

→**地籍調査によって、土地の面積は増えることもあれば、減ることもある**ことを、理解してもらう

立会の現場でトラブルになることを避けるため、**地元説明会の段階で誤解を解いておく**

ご清聴ありがとうございました

蒲郡市地籍調査事業計画



地籍調査長期計画の策定

➡ 蒲郡市建設部土木管理課

蒲郡市について



蒲郡市について



蒲郡市について



蒲郡市について



地籍調査事業については、東三河地区の他の市町村においても行われていなかったことから、蒲郡市においても実施していなかった。

平成23年3月に発生した東日本大震災において、地籍調査が実施済であった地区については、調査の成果を活用して道路整備等を行うことができ、早期復旧に繋がった。

蒲郡市も沿岸部に面していることから地籍調査を行う必要性が注目され、着手に向けて課題等を検討することとなった。

《調査に必要な人員》⇒ 調査地区の大きさにもよるが、兼務もしくは専任で実施
事業量にもよるが、直営工程を少なくし、外注で実施することにより兼務で可能
(調査地区が増え業務が多忙となった場合には、担当者を増やすか専任とする。)

《実質負担する費用》⇒ 事業費の1/2は国補助、1/4は県補助、1/4が市負担
1 地区の調査を完了するまで、約2,000万円の事業費と算出した
(市負担分のうち80%が特別交付税で交付されるため、実質5%の負担となる。)

《調査地区の選定》⇒ 津波等の災害対策で実施するので、沿岸部を優先して実施
計画的に調査を実施していく必要がある

南海トラフ地震に伴い発生する津波や液状化などの被害が懸念される蒲郡市においても地籍調査を進めるべきとし、「**蒲郡市地籍調査事業計画**」を策定することにより、計画的に調査を実施するとともに予算を確保していくこととした。

事業計画を策定するにあたり、専門的な知識がほとんどないため地籍調査に実績のあるコンサルに業務委託した。

事業費の算定基準となる、調査地区の面積や筆数を平均化し、また、街区基準点の設置状況なども考慮して、調査実施地区の区割りを行うことができた。

事業計画の策定はA工程なので、補助金の対象外であるため単費で実施

事業計画では優先的に調査を進める地域を記載した。

- ① 市街化区域であること
- ② 防災対策として沿岸部から着手する

これらの理由は、補助金の要望にも有効な理由付けとなる

平成25年度	蒲郡市地籍調査事業計画を策定（平成26年3月）
平成26年度	調査予定地区への事業説明や予算要望を実施した。
平成27年度	地籍調査事業が開始された。

蒲郡市地籍調査事業計画 区割り図

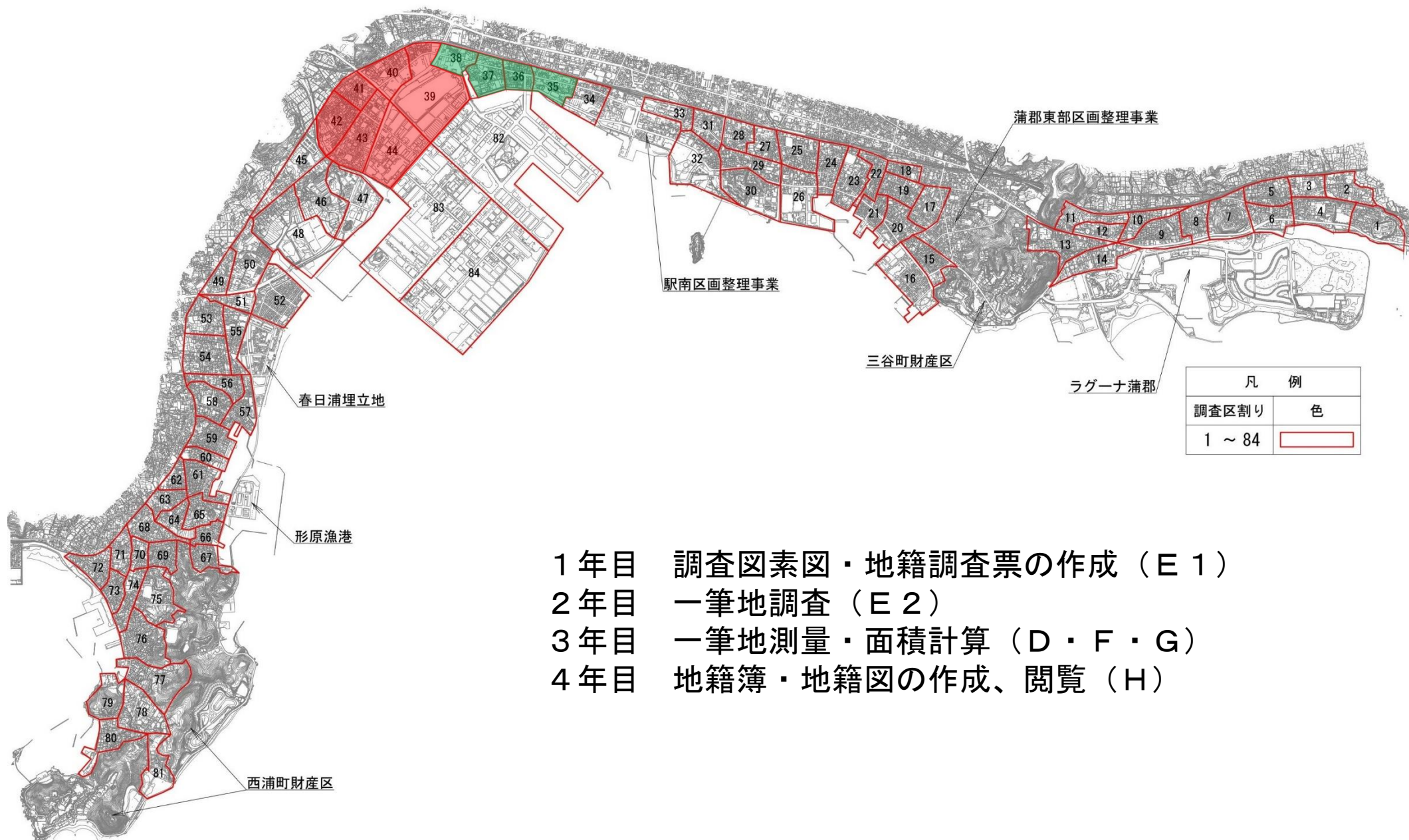


市内沿岸部を84地区に区割りして、順次着手することとした。

愛知県から蒲郡市沿岸部が指定されている災害警戒区域等

- ・ 津波災害警戒区域（令和元年7月30日）
- ・ 津波浸水想定区域（平成26年11月26日）
- ・ 高潮浸水想定区域（令和3年6月11日）

蒲郡市地籍調査事業 進捗状況



- 1 年目 調査図素図・地籍調査票の作成 (E 1)
- 2 年目 一筆地調査 (E 2)
- 3 年目 一筆地測量・面積計算 (D・F・G)
- 4 年目 地籍簿・地籍図の作成、閲覧 (H)

- ・ 1年目の（E1）工程終了後、登記所有者及び住所のチェック
所有者の住所は現在のものであるか
登記簿の所有者に相続が発生していないか
- ・ 2年目の一筆地調査（E2工程）では、境界立会いに同行
業務委託しているが、推進員に協力をいただいている
道路管理者としての境界立会いを実施
- ・ 3年目の測量工程
マニュアル本を参考に適正に工程管理
- ・ 4年目の閲覧
準備が整い次第、閲覧を行う

地籍調査事業計画を策定したことにより

毎年の事業費予算の確保ができている。
地元への事業説明が行いやすい。



岡崎市の 地籍調査の取組状況について

内容

- 1.はじめに
- 2.岡崎市の地籍調査
- 3.事業計画の留意点
- 4.まとめ

岡崎市土木建設部土木管理課

岡崎城下家康公夏まつり
第75回花火大会



1. はじめに



岡崎市の紹介

01 人口 383, 141人
(令和6年4月1日時点)

02 面積 387. 24km²

03 市制施行日 大正5年7月1日

04 特徴

・中心市街地にある岡崎公園は徳川家康公生誕の地として知られています。

・岡崎公園の横を流れる一級河川乙川を舞台に、春は桜まつり、夏は花火大会、秋は商工まつり、冬は家康公生誕祭と、四季折々のイベントが開催されます。

2. 岡崎市の地籍調査

岡崎市の地籍調査の歴史

岡崎市では、昭和42年、旧額田町において地籍調査を実施。

旧岡崎市では地籍調査は未実施でしたが、平成27年から再開。

平成30年までに6地区、延べ187haの調査に着手。



2. 岡崎市の地籍調査

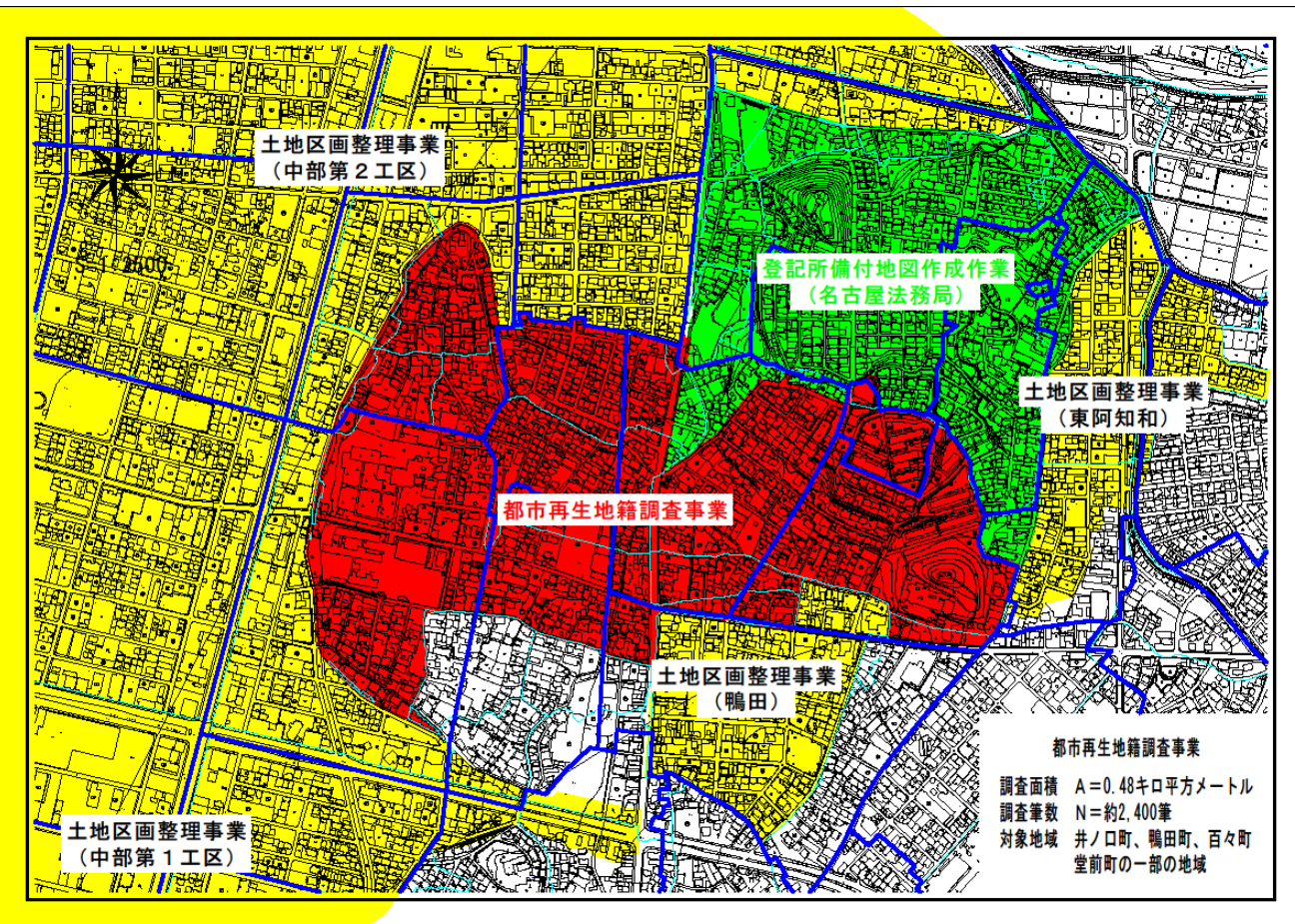
岡崎市の地籍調査の歴史

再開時の地区選定の理由

公図と現地が著しく相違している「地図混乱地域」において、登記所の「正式地図」を作成する登記所備付地図作成作業が、平成25～26年度にかけて、名古屋法務局により実施された。その地区と隣接し、かつ過去に区画整理事業等の面的整備が行われた地区、もしくは地図整備された地区を含まず、「地図の精度が低い地区」を選定した。

鴨田地区(赤色部分)

計画面積: 45ha 調査前筆数: 2, 347筆



2. 岡崎市の地籍調査

岡崎市の地籍調査の歴史

鴨田地区以降の選定の理由

東日本大震災を契機に、地籍調査を実施していた地域においては、迅速な復旧・復興に大きく貢献されたとの教訓を踏まえて、本市においても、南海トラフ地震の発生による被害が想定されているほか、風水害（洪水、土砂災害等）に対しても、その対応や対策の一層の強化が求められることから、

地籍調査を事前復興事業の1つとして位置づけ、大規模災害時の迅速な復旧・復興への備えとして、災害危険度の高い地区を優先して地区を選定した。

具体的には、

- ・DID地区（人口集中地区） ・土地区画整理事業等による基盤整備が未実施区域 ・浸水想定区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- ・南海トラフ地震で予測震度が6強以上の区域、液状化危険度が極めて高い区域

2. 岡崎市の地籍調査

岡崎市の地籍調査の歴史

実施優先地区を明確化

災害危険度の高い地区を優先して選定したものの、地区の選定にあたって明確な方針等がありませんでした。

本市における地籍調査は、未だ広大な調査面積を有し、長期間に渡る事業となるため、真に災害リスクの高い区域を優先的に実施できるよう、優先実施地区を選定する方針を策定しました。

令和3年度策定

岡崎市
地籍調査事業優先実施地区選定

岡崎市土木建設部土木管理課
令和4年3月

2. 岡崎市の地籍調査

岡崎市の地籍調査の歴史

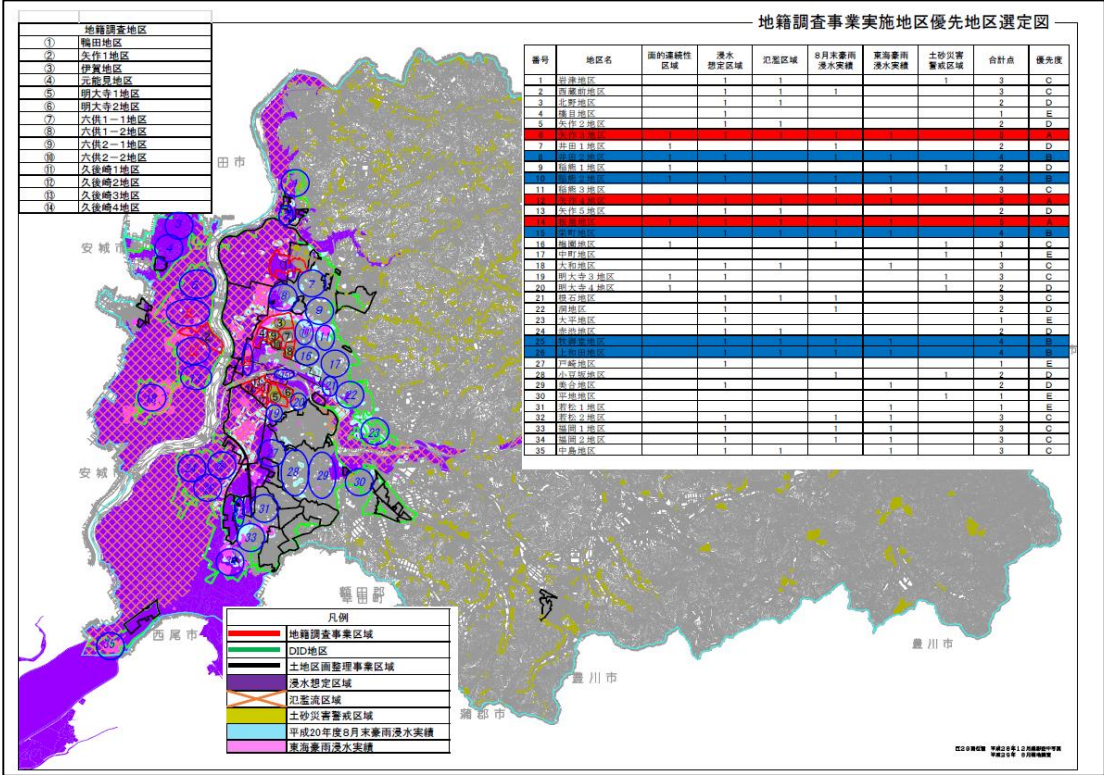
実施優先地区を明確化

具体的には、

①DID地区、②土地区画整理事業実施区域外をベースとして、市内を大きく35の地区に区域分けし、

以下の項目をポイント化し、実施優先地区を決定

- 1 面的連続性を得られる区域
- 2 市内河川洪水浸水想定区域
- 3 氾濫流区域
- 4 平成20年8月末豪雨浸水実績区域
- 5 平成12年東海豪雨浸水実績区域
- 6 土砂災害警戒区域



3. 事業計画の際の留意点

調査計画面積・調査前筆数

岡崎市は再開時の鴨田地区の面積・筆数をベースにその後の調査地区範囲を計画

1地区あたり 面積：平均45ha 筆数：2,400筆

それによって

・調査地区が広大かつ筆数が多いため、単純に多くの問題(相続未了土地や所有者不明土地など)が発生。合わせて実施中の地区の全ての工程が完了する前に新規地区の調査を開始してしまった。

その結果

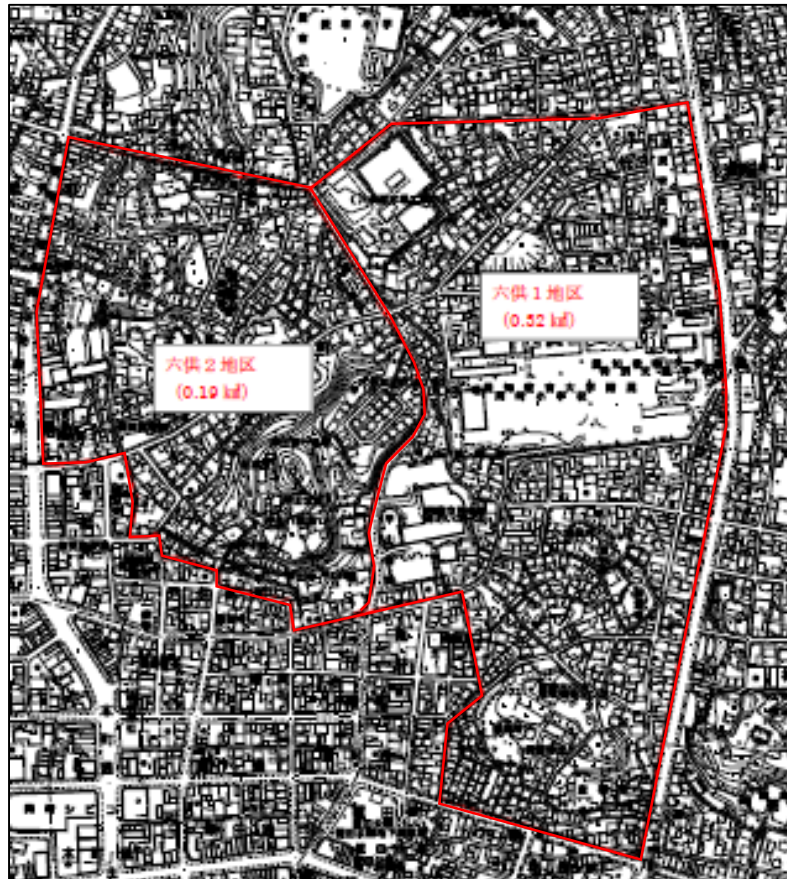
・複数の調査地区で発生した問題が重なり、実施者及び受託者の体制的にこのペースでの調査の継続が困難となった。

3. 事業計画の際の留意点

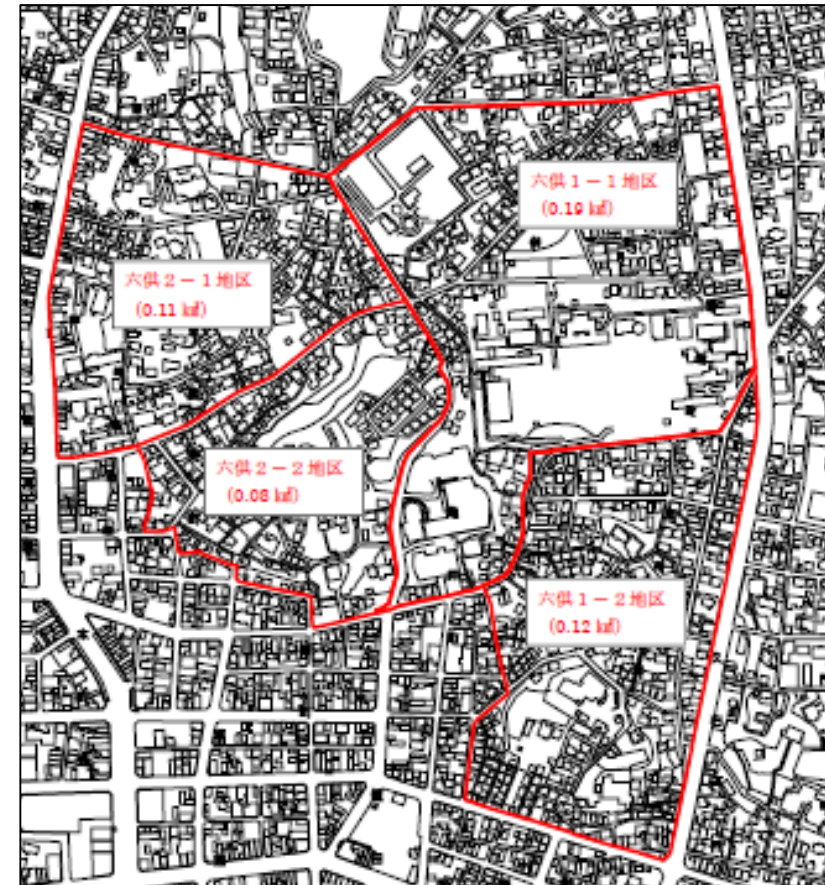
実施者及び受託者の体制に見合った調査区域

他市の事業計画上の面積や筆数と比較すると、膨大なことが判明

着手地区の調査区域を細分化し、少しずつ着実に完了していく方針に転換



当初は2地区(計51ha)を同時に調査を進める予定を、地区を4分割し、1地区ずつ実施する方針に転換



3. 事業計画の際の留意点

調査区域設定の注意事項

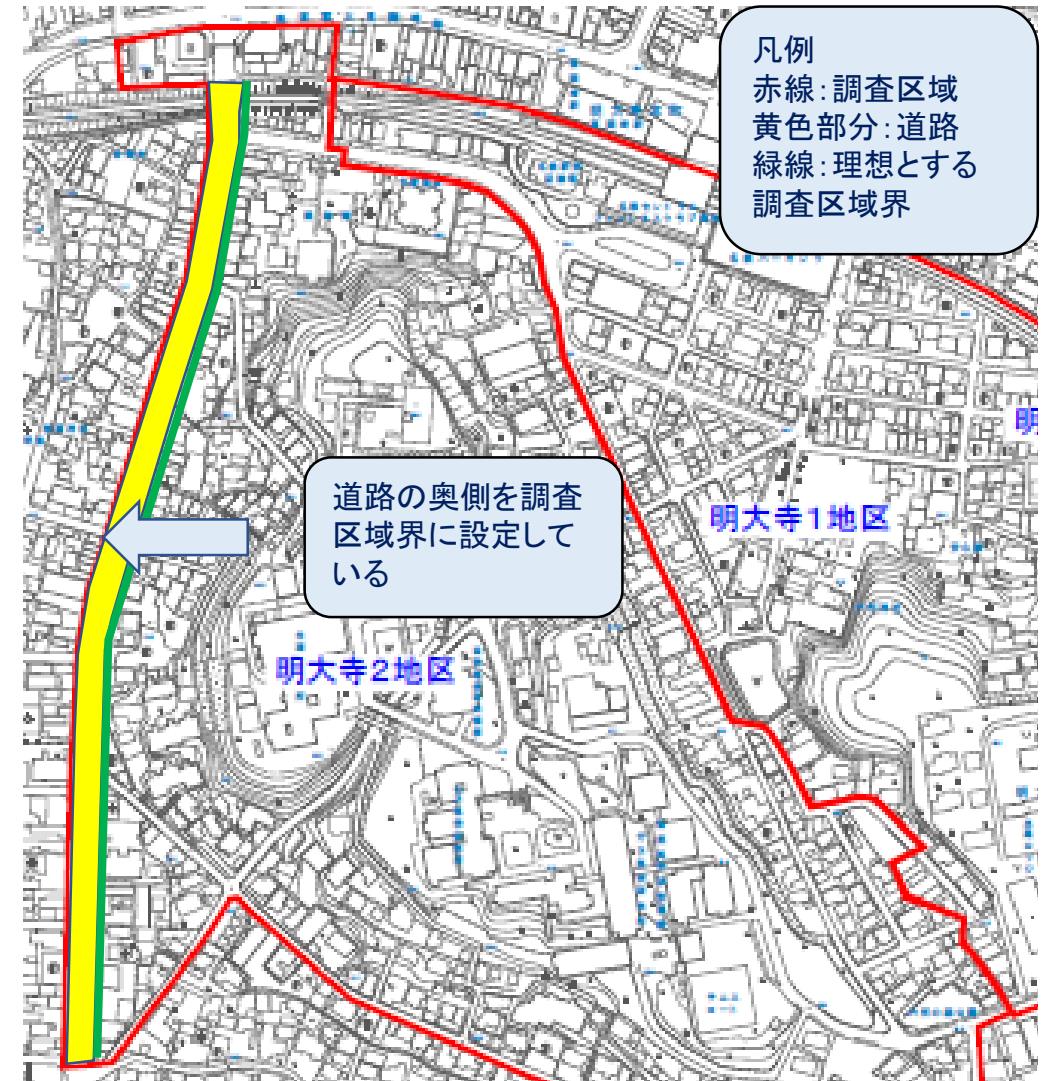
調査区域を設定する際には、区域界に注意が必要

右の図は、調査区域を設定する際に、区域界に道路全体（道路の奥側）を含めてしまった事例です。

本件では、区域界となっている道路に接する区域外の民地の方の立会も必要となり、民地の方にとっては、道路側の部分しか境界確定がされないため、調査への理解が得にくい結果を招いてしまった。

理解が得られず、境界が決まらない場合は、調査区域界が決まらず、調査区域自体が変更となり、大きな問題となってしまふ。

調査区域設定の際には、道路の手前までで設定する方が影響が少ない



3. 事業計画の際の留意点

事前調査の重要性

①土地所有者の調査(相続人調査など)

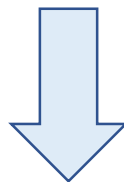
相続未了土地は相続人を調査、特に表題部のみの土地は相続人調査が複雑化する。

②公有地の管理者の調査・調整

道水路などの公有地は立会等について、立会依頼など民地の立会よりも必要な手続きや資料の準備が必要となるケースがほとんど。また、公図上の無地番地については、所有者の特定から始まるため、事前の調査・調整が不可欠。

③公有地内の調査

道路内に民地が存在するケースがある。それらの土地は相続未了土地となっている可能性が高い。



これらの調査が遅延することで、立会等の調査依頼が進まず、一筆地調査(現地調査等)が完了しない。

予定どおり調査に協力してくれた土地所有者を待たせることになる。

3. 事業計画の際の留意点

事前調査の重要性

具体的な取り組み

令和2年の制度改正で地籍調査において、固定資産税の課税のために保有する情報の利用が可能になりました。

本市では、法務局から受領した登記簿データと市が保有する課税データを突合し、事前に死亡者や住所変更者を把握しています。

これによって、事前に相続人調査等に着手でき、一筆地調査の通知を送付したタイミングで土地所有者が死亡していることが判明するケースが減少しました。

特に相続未了土地は所有地に対しての意識が弱い又は相続で揉めているなど、調査が難航する恐れがある可能性が高いため、事前に相続関係を整理しておくことで後手に回ることがありません。

4. まとめ

地籍調査は調査着手から完了まで複数年の期間を要する調査であり、着手後に発生する問題によっては、事業全体のスケジュールに影響を及ぼす可能性があります。

そのため、事業計画時点で想定される問題点を整理しておくことが重要で、事業計画の良し悪しが調査全体の良し悪しに繋がると言っても過言ではありません。

本日の話は、本市が地籍調査を再開した後に直面した様々な課題の中から、抜粋して紹介しました。

今後、地籍調査を実施する市区町村又は現在、地籍調査を実施する市区町村の方の一助になれば幸いです。